

第2次長崎県出資団体見直し計画の概要

[基本姿勢]

県が団体に対して「適正な関与」を行い、「団体の自立化」を促進することにより、県と団体がそれぞれの役割を補完し合う対等な関係(パートナーシップ)を築いていく

[対象団体]

県出資団体 52団体 (県外所在の団体や出資比率 1/4 未満の株式会社等は除く)

[見直しの手法]

重要な経営資源と言われている「ヒト、モノ、カネ」を活用しながら運営を推進していくことが「自立化」につながっていくという考えのもと、この3つの視点から、団体の自立化のために必要な県の適正な関与を検証

[見直しの時期]

県の行財政改革プランの推進期間である平成22年度末までを一つの区切りとし、期間内に取り組むべき目標を県と団体に設定

事業実施の視点からの見直し(モノ)

- | | |
|---|------------|
| ・ 解散に向けた取組を検討する団体 | 3団体 |
| (財)長崎県勤労者福祉事業団(H24解散見込)、(財)長崎県中小商業振興基金(H21解散見込)、
(財)長崎県地域振興航空基金(H21解散見込) | |
| ・ 自立した団体として、県の関与の廃止を検討する団体 | 7団体 |
| うち公益法人6団体に対する県出資金の整理 約1億5千万円
(社)長崎県漁民年金貯金共済会、(財)長崎県漁協合併推進基金、(社)長崎県農協会館、
(社)長崎県林業コンサルタント、(社)長崎県林業協会、(財)長崎県住宅・建築総合センター
(社福)長崎県障害者福祉事業団 | |
| ・ 県の施策を進める中で団体の業務運営のあり方を検討する団体 | 3団体 |
| 長崎国際航空貨物ターミナル(株)、長崎県信用保証協会、長崎県営バス観光(株) | |
| ・ 委託業務における民間参入の拡大を検討する団体 | 2団体 |
| (財)長崎県国際交流協会(パスポート作成業務)、(財)長崎県建設技術研究センター(公共事業
施工管理等業務) | |
| ・ 指定管理業務に関して、適切な県の関与になるよう検討する団体 | 2団体 |
| (財)長崎ミュージアム振興財団(県立美術館)、(財)長崎県体育協会(県立総合体育館等) | |

組織的な視点からの見直し(ヒト)

- ・団体長就任の取りやめを検討する団体、
団体長への三役就任の取りやめを検討する団体、
団体役員就任の取りやめを検討する団体、
団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討する団体、
団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体 40 団体

県職員の団体役員就任見直し目標数

H18 役員就任数 115名 48名 (67名)

H18 役員就任団体数 47団体 25団体 (22団体)

提言後、 28名の役員就任数の見直しを実施済み

- ・派遣職員の削減を検討する団体 10 団体

(財)ながさき地域政策研究所、(財)長崎県建設技術研究センター、長崎県住宅供給公社、
長崎県土地開発公社、(財)長崎県育英会など

県職員の団体派遣見直し目標数

H18 職員派遣数 35名 25名 (10名)

提言後、 5名の職員派遣数の見直しを実施済み

財政的な視点からの見直し(カネ)

- ・団体への県単独補助金の縮減を検討する団体 11 団体

(財)長崎県産業振興財団、(財)長崎県私立学校退職金財団、(財)長崎県国際交流協会、
(財)長崎県食鳥肉衛生協会、(社)長崎県林業公社、(社)対馬林業公社など

団体への県単独補助金の縮減目標額

H20～H22の縮減累計額(一般財源) 2億4千万円

- ・資金運用規程や資金計画の作成について検討する団体 13 団体
- ・必要な事業費確保のため、財産の取り崩し基準策定を検討する団体 10 団体
- ・出資比率の見直しを検討する団体 2 団体

対馬空港ターミナルビル(株)、(株)長崎県漁業公社

(注)見直し項目が重複する団体もあり

「第2次県出資団体見直し方針」に基づく各団体の主な取組について

「解散に向けた取組を検討する団体」

(財)長崎県勤労者福祉事業団など3団体

(見直しの内容)

県が出資した設立当初の目的を達成するなど、存続の必要性が薄れた団体については、解散に向けて取り組んでもらいます。

(見直しにあたっての主な取組)

[(財)長崎県勤労者福祉事業団]

・当財団の主業務であった管理運営業務については、町への移管に伴い「いこいの村長崎」が平成15年度末に終了、また、指定管理者制度の導入により、「県勤労福祉会館」が17年度末で終了した。

・団体の事業規模は縮小しており、現在保有する財産(約1億5千万円)については、今後5年間を目途に毎年度取り崩し、中小企業従業員の福祉向上のための支援事業を効果的に実施していくものとする。

・これに伴い、24年度末の事業終了にあわせて、団体を解散することとするが、事業の実施状況次第では、解散が早まる可能性もある。

[(財)長崎県中小商業振興基金]

・当財団は、国の高度化資金(5億円)を原資とし、その運用益により商店街等の活性化事業に対して助成を実施している。

・しかし、この国の制度が平成21年度で終了する予定であることから、20年度までは事業を実施するが、21年7月には、国へ資金を返還し、その後、団体を解散することを検討する。

[(財)長崎県地域振興航空基金]

・当財団は、離島航空会社や国内外旅行会社への助成など、長崎空港の総合的な利用促進を行うための事業を幅広く実施しているが、自主的な事業を実施するための運用益の確保が厳しい状況にある。

・今後は、類似の事業を行う団体に、その機能を移すこととし、当財団については平成21年度を目途に解散することを検討する。

・「自立した団体として、県の関与の廃止を検討する団体」

(社)長崎県漁民年金貯金共済会など7団体

(見直しの内容)

県からは自立した立場で事業を実施していく団体については、県の人的支援や財政的支援など、すべての関与の廃止に取り組んでまいります。

そのうえで、県の出資金についても整理する必要がありますが、特に、このうちの6団体の公益法人については、今後の公益法人改革で、公益性を認められる「新公益法人」ではなく、「一般法人」に移行する可能性が高い団体と思われます。

そうなった場合、公益性を鑑みて、過去に県が出資したことを踏まえ、この出資金の整理については、例えば、寄附という形で返してもらうことも含めて検討してまいります。

公益法人6団体に対する県出資金の整理 約1億5千万円

(見直しにあたっての主な取組)

[(社)長崎県漁民年金貯金共済会]

・県出資金額; 1億1千万円

・当社団は、会員からの出資金を原資にした運用益をもって、加入漁民に共済金を給付するために設立された。

・給付のための積立金については、計画どおり順調に推移しており、平成21年度末には、共済金要支給額に対する積立金充足率が100%を超える見込みである。

・団体の経営安定が確立する時期をもって、県が出資した役割は終了したものと捉え、今後「一般法人」に移行する際にあわせて、出資関係についても整理する。

[(財)長崎県漁協合併推進基金]

・県出資金額; 1千万円

・当財団は、漁協合併の最大の阻害要因である漁協間の財務格差を是正し、漁協合併を促進するとともに、合併漁協の経営基盤の強化を図るために設立された。

・平成22年度末には20漁協とすることを目標に、県・関係団体と一体になって取り組んでいるところであるが、本年2月末現在で74漁協と、目標達成には厳しい状況である。

・団体が実施してきた財務格差是正のための貸し付け事業も終了しており、目標達成如何にかかわらず、県の一定の役割は終了したとして、23年度以降は、職員兼務などによる県の関与は廃止するとともに、出資関係についても整理する。

[(社)長崎県農協会館]

・県出資金額; 1千万円

・当社団に対して県が出資しているのは、昭和36年に県施設(県立協同組合専門学校)を前農協会館に併設したためであるが、その後、この施設は廃止され、昭和53年には会館の当該部分を団体に売却したものの、現在まで出資関係が続いている。

・平成2年に、現在の建物が新築され、団体は県からは自立した立場で、会館を運営しているが、今後、団体は「一般法人」への移行が見込まれており、その際には、出資関係についても整理する。

[(社)長崎県林業コンサルタント]

・県出資金額; 50万円

・当社団は、県の林業振興施策の推進を図ることを目的に設立され、県とは密接な関係で業務を受託してきたが、団体の主業務である治山林道事業の測量設計業務には、県が入札制度を導入するなど、民間企業参入のための条件整備を行ってきた。

・現在、団体は県からは自立した立場で、事業を実施しており、今後「一般法人」に移行する際にあわせて、出資関係を整理する。

[(社)長崎県林業協会]

・県出資金額; 1千7百40万円

・昭和51年に、林業団体の活動拠点施設として、旧出島会館(5・6F)を取得した際、県と関係団体が出資して、当協会が設立された。

・平成17年には、県の出島会館廃止に伴い、民間ビルに移転せざるを得なくなり、その後、新たな林業会館建設に向けて模索してきたが、見通しは非常に厳しく、断念することになった。

・当初、建設資金として出資したことを踏まえ、県出資金については、全額を返還してもらい、出資関係を整理する。(本年2月社員総会で決議済み)

[(財)長崎県住宅・建築総合センター]

・県出資金額; 5百万円

・住宅建設の相談・知識普及のため、当財団は設立されたが、その後、住宅性能保証・評価や建築確認検査などの業務を幅広く手がけることとなった。

・現在の業務内容から、今後、団体は「一般法人」への移行が見込まれており、その際には、今の役員就任による県の関与や出資関係について整理する。

[(社福)長崎県障害者福祉事業団]

・当事業団は、心身障害者の総合福祉施設である旧「県立コロニー」の受託経営を行うために設立されたが、平成18年に県から経営移譲を受け、現在は「つくも苑」として自主経営している。

・県としては、老朽化した建物の建て替えまでは、引き続き関与していくが、建て替え終了予定の23年度までには、自立した施設として健全な経営ができるよう、県職員引き揚げに備えた人材確保・育成や、重症心身障害児施設への転換を図る体制づくりに努めるものとする。

・「県の施策を進める中で団体の業務運営のあり方を検討する団体」

長崎国際航空貨物ターミナル(株)、長崎県信用保証協会、長崎県営バス観光(株)

(見直しの内容)

これまで団体を通じて実施してきた県の施策への議論無しに県の関与を見直すことのできない団体や、現行の制度では、県と一体となって課題に対応していかなければいけない団体については、県の施策を展開していく中で、団体の業務運営のあり方を検討してまいります。

(見直しにあたっての主な取組)

[長崎国際航空貨物ターミナル(株)]

・当社は、長崎空港が「国際航空貨物基地」を目指すための中核を担う会社として設立されたが、国際航空貨物の取扱量は年々増加しているものの、ピーク時を大幅に下回っており、人件費などのコスト削減を図っているが、経営状況は厳しさを増している。

・県としても、この状況を打開するために、県内企業の工業製品輸出等の実態調査をおこない、長崎空港を活用した需要の掘り起こしに取り組むとともに、団体のあり方を検討していく。

[長崎県信用保証協会]

・これまで保証協会は、中小企業の融資額を100%保証してきたが、昨年10月の新規保証受付分から、融資額の一定割合の保証とする「責任共有制度」が導入されたことから、県としても金融機関の貸し渋りを防止するため、県預託額の増額や県単独融資制度の創設により対応したところである。

・この信用補完制度の改革を踏まえつつ、中小企業への事業資金の融通を円滑にする信用保証機能を構築・維持するため、当協会の保証審査の効率化や業務の合理化を進めていく。

[長崎県営バス観光(株)]

・当社は、主に県営バスの貸し切りバスの幹旋・ツアー企画などの旅行・広告業務を担うために設立された県全額出資の株式会社である。

・県営バスについては、今後もバス離れや少子化による路線バス収入の減少、燃油価格の高騰などで、非常に厳しい経営環境が見込まれており、平成20年度からの5ヵ年で取り組む中期経営計画を本年3月に策定したところである。

・新計画では、当社のエージェント部門による収入確保も重要な項目であり、今後とも県営バスと一体となって、経営健全化に向けて取り組んでいく必要がある。

「委託業務における民間参入の拡大を検討する団体」

(財)長崎県国際交流協会、(財)長崎県建設技術研究センター

(見直しの内容)

団体が県からの受託事業に取り組む場合には、独占的に受託することを前提とせず、受託機会の公平性を確保するよう取り組んでまいります。

(見直しにあたっての主な取組)

[(財)長崎県国際交流協会]

・パスポート業務のうち、申請・交付事務は、住民の利便性を図るため、市町に順次移譲しているところであるが、作成事務については権限移譲の対象外であり、県の業務として、申請・交付事務を含めて、当財団と随意契約している。

・今後は、他県の状況や、県内の実施団体の有無、適正な委託経費の算定などを十分踏まえて、21年度を目途にパスポート作成事務等に競争入札が導入できるよう取り組んでいく。

[(財)長崎県建設技術研究センター]

・当財団は、県内公共事業の円滑な執行を図るために設立されており、県とは、工事発注額の積算をはじめ、環境調査、整備計画策定、施工管理、職員研修など、多様な業務について随意契約している。

・今後、これらの業務について、業務遂行に必要な能力や守秘性等の観点から、民間参入できる可能性がないかを検討し、実施できる業務については、速やかに競争入札等を導入するよう取り組んでいく。

・なお、当財団は、県の競争入札に参加できる資格を、本年4月に取得する見込みである。

・「指定管理業務に関して、適切な県の関与になるよう検討する団体」

(財)長崎ミュージアム振興財団、(財)長崎県体育協会

(見直しの内容)

指定管理者制度の導入に伴い、団体が公の施設の管理者として指定される場合、透明性・公平性の確保という視点から、団体への指定管理業務に関して適切な県の関与になるよう取り組んでまいります。

(見直しにあたっての主な取組)

[(財)長崎ミュージアム振興財団]

・現在、県立美術館の指定管理を受けている。

(平成16年4月から21年3月までの5年間、美術館の開館は17年4月)

・昨年6月末に、知事が理事長を退くとともに(後任は松藤県商工会議所会頭)、次回の指定管理者(21年度から)には、引き続き応募する予定であることから、指定管理者公募選定の公平性を図るため、本年2月には文化・スポーツ振興部長が理事を退任している。

・なお、今後の県美術館運営にかかる県と指定管理者との連携のあり方については、引き続き検討を行っていく。

[(財)長崎県体育協会]

・現在、県立総合体育館や県営野球場など4施設の指定管理を受けている。

(平成18年4月から23年3月までの5年間)

・26年の長崎国体開催を控え、県内の競技力向上のためにも、県との連携を欠かすことはできず、県職員の役員就任や職員派遣の引き揚げなど、県の関与を整理することは困難である。

・そのため、指定管理制度の透明性・公平性を図るため、次回の指定管理者(23年度から)への応募については、取りやめを含めて検討を行っていく。

「団体長就任の取りやめを検討する団体」、「団体長への三役就任の取りやめを検討する団体」、「団体役員就任の取りやめを検討する団体」、「団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討する団体」、「団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体」

(財)長崎県すこやか長寿財団、(財)県民ボランティア振興基金など40団体

(見直しの内容)

団体役員は独立した事業体として、自らの責任で事業を遂行すべきであり、その職務権限や責任にふさわしい人材が登用されるように努めなければなりませんし、機動性を持たせた機関設計が必要になります。

このように、経営責任の明確化及び県の関与の適正化の観点から、県職員の役員就任は、当該団体の業務が県行政と密接不可分であることや、施策推進上必要と認められる場合に限ることとし、これ以外については、原則、就任を取りやめるように取り組んでまいります。

県職員の団体役員就任見直し目標数

H18 役員就任数 115名 48名(67名)

H18 役員就任団体数 47団体 25団体(22団体)

提言後、 28名の役員就任数の見直しを実施済み

(見直しにあたっての主な取組)

提言後、すでに実施済みの団体は以下のとおり。(28名の就任数見直し)

[団体長就任の取りやめ]

19年6月 (財)長崎ミュージアム振興財団(知事)

[団体長への三役就任の取りやめ]

19年6月 (財)長崎県農林水産業担い手育成基金(知事 農林部長)

[団体役員就任の取りやめ]

19年3月 (財)長崎県すこやか長寿財団(福祉保健部次長)

19年3月 長崎県営バス観光(株)(交通局貸切観光部長)

19年6月 長崎空港ビルディング(株)(副知事)

19年9月 (社)長崎県園芸農業経営安定基金協会(農産園芸課長)

20年2月 (財)長崎ミュージアム振興財団(文化・スポーツ振興部長)

20年3月 (職訓)長崎能力開発センター(産業労働部長)

20年3月 (職訓)西九州情報処理開発財団(産業労働部長)

20年3月 (財)長崎県建設技術研究センター(土木部次長)

[団体役員に同一部局から複数就任の見直し]

19年5月 (財)長崎県育英会(教育長、教育環境整備課長 教育長)

20年3月 (財)長崎県産炭地域振興財団

(産業労働部長、次長、新産業創造課長 産業労働部長)

[団体監事就任の取りやめ]

19年3月 (財)県民ボランティア振興基金(副出納長)

19年3月 (社福)長崎県障害者福祉事業団(副出納長)

19年3月 (財)長崎県住宅・建築総合センター(建築課長)

19年3月 (社)長崎県林業公社(財政課長)

19年3月 (社)対馬林業公社(財政課長)

19年4月 (財)長崎県農業振興公社(会計課長)

19年5月 (財)諫早湾地域振興基金(会計管理者)

19年6月 (財)長崎県農林水産業担い手育成基金(会計管理者)

19年7月 長崎県農業信用基金協会(農政課長)

19年7月 (社)長崎県林業公社(林務課長)

19年7月 (社)対馬林業公社(林務課長)

20年3月 (職訓)長崎能力開発センター(会計管理者)

20年3月 (財)長崎県産炭地域振興財団(会計管理者)

20年3月 (財)石木ダム地域振興対策基金(会計管理者)

20年3月 長崎県土地開発公社(会計管理者)

「派遣職員の削減を検討する団体」

長崎県住宅供給公社、(財)長崎県育英会など10団体

(見直しの内容)

県職員の団体派遣は、派遣条例のもと、当該団体の業務が県の事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策を推進するため人的援助を行うことが必要な団体に対して必要最小限の職員派遣を行うことになっています。

今後とも、県と団体の役割分担を踏まえ、団体の自立化を促進する観点から、団体のプロパー職員育成の環境を整えるとともに、現在派遣中の県職員については、計画的削減に取り組んでまいります。

県職員の団体派遣見直し目標数

H18 職員派遣数 35名 25名(10名)

提言後、 5名の職員派遣数の見直しを実施済み

(見直しにあたっての主な取組)

団体への県職員の派遣については、第1次見直し提言時の14年度の41名から、年々削減をしており、18年度は35名と、県立美術館開設に伴う学芸員等派遣4名を除くと、実質10名を削減している。

今回は、この第2次見直し提言時の18年度の35名から、さらに10名程度を削減できるよう取り組んでいく。(19年度において、 5名の見直しを実施済み

～産業振興財団 1名、建設技術研究センター 2名、3公社 2名)

	H18	
(財)ながさき地域政策研究所	2	} 目標; 25名まで削減 (10名)
(財)長崎ミュージアム振興財団	4	
(財)長崎県産業振興財団	10	
(社福)長崎県障害者福祉事業団	2	
(財)長崎県建設技術研究センター	5	
長崎県住宅供給公社など3公社	7	
(財)長崎県育英会	2	
(財)長崎県体育協会	3	
計	35	

「団体への県単独補助金の縮減を検討する団体」

(財)長崎県産業振興財団、(財)長崎県私立学校退職金財団など11団体

(見直しの内容)

本県の財政状況が一層厳しさを増している中、将来にわたり、持続可能な財政の健全性を維持するために、これまでの行財政改革に加えて、さらなる収支改善を行うための「収支構造改革」を進めて行く必要がありますが、この中において、出資団体に対する財政支出についても、補助制度の見直しなどによる県単独補助金の縮減に取り組んでまいります。

団体への県単独補助金の縮減目標額(H20～H22) 2億4千万円

(見直しにあたっての主な取組)

[(財)長崎県産業振興財団]	
・支援企業に対する補助制度の見直し等により縮減	133,272千円
[(財)長崎県私立学校退職金財団]	
・事業経費に対する補助制度の見直しにより縮減	44,714千円
[(財)長崎県国際交流協会]	
・運営経費の見直し等により縮減	6,000千円
[(財)長崎県食鳥肉衛生協会]	
・食鳥検査手数料の値上げにより縮減	19,270千円
[(財)長崎県漁協合併推進基金]	
・運営経費の見直し等により縮減	1,080千円
[(財)長崎県農林水産業担い手育成基金]	
・青年農業者活動に対する補助制度の見直し等により縮減	3,000千円
[(財)長崎県農業振興公社]	
・運営経費の見直し等により縮減	1,494千円
[(社)長崎県林業公社]	
・森林整備に対する補助制度の見直し等により縮減	17,613千円
[(社)対馬林業公社]	
・森林整備に対する補助制度の見直し等により縮減	12,774千円
[(財)長崎県体育協会]	
・スポーツ振興事業に対する補助限度額の見直し等により縮減	5,748千円
[(財)長崎県暴力団追放県民会議]	
・運営経費の見直し等により縮減	900千円

(注)記載している目標金額は、平成20～22年度の3年間の補助金縮減の累計額(一般財源)

「出資比率の見直しを検討する団体」

対馬空港ターミナルビル(株)、(株)長崎県漁業公社

(見直しの内容)

県が、新たに団体に出資する場合には、真に県の施策の推進のため必要性が認められるものに限定して行うものとします。

また、すでに出資している場合についても、当初の出資目的がおおむね達成され、出資団体としての役割が薄れてきた団体については、出資の引き揚げ等に取り組んでまいります。

(見直しにあたっての主な取組)

[対馬空港ターミナルビル(株)]

・県出資比率; 30.0% (県出資額; 3千6百万円)

・対馬島内の人口減少に伴い、利用客数の減少などの厳しい経営環境であるが、魅力ある旅行商品の開発や、業務の簡素化によるコスト削減などの経営改善に努めているところである。

・県の出資比率については、他の離島空港の比率も参考にしながら、見直しに向けて地元市をはじめ関係機関と協議していく。

福江空港 23.6%、 壱岐空港 20.0%

[(株)長崎県漁業公社]

・県出資比率; 58.8% (県出資額; 3千万円)

・当社は、県内漁業者向けの種苗生産・販売を主な業務としており、平成18年度に策定した経営改善計画に沿って経営の安定に努めているところであり、その達成状況を見ながら、順次県の関与を薄めていく予定である。

・退職給与引当金の一括計上に伴い赤字となった繰越利益剰余金が黒字に転換する見込みの22年度には、県職員(副知事)の代表取締役就任の取りやめを、長期借入金完済予定の27年度には、県出資比率の引き下げができるよう取り組んでいく。